

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年1月26日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県立中央病院臨床検査業務の委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 委託期間

平成22年4月1日から平成26年3月31日まで

(4) 履行場所

鳥取市江津730 鳥取県立中央病院

(5) 入札方法

入札金額は、入札説明書に示す各検査項目1件当たりの単価（以下「検査項目単価」という。）に(3)の委託期間における各検査項目の予定数量を乗じて得た額とする。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された入札金額の算出に用いた検査項目単価をもって契約金額とし、各月の請求に当たっては、検査項目単価に1月の処理件数を乗じて得た額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）により請求するものとするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

この競争入札に参加することができる者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

(1) 単独企業に関する資格及び条件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成22年1月26日（火）から同年3月9日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 平成22年1月26日（火）から同年3月9日（火）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

エ 平成21年鳥取県告示第161号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が役務のその他に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成22年2月16日（火）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

オ 日本医師会が実施する臨床検査精度管理調査に参加している者であって、その調査において、次の要件を満たしていること。

(ア) 平成19年度及び平成20年度の当該調査における評価Cは年間6件以下であること。

(イ) 平成19年度及び平成20年度の当該調査における評価Dはないこと。

- カ 日本総合健診医学会精度管理調査又は日臨技臨床検査精度管理調査に参加している者であること。
- キ 財団法人医療関連サービス振興会の認定する衛生検査所（検体検査）業務に係る医療関連サービスマークを受けていること。
- ク 検査の受注及び結果報告は、入札説明書に示す方法によることが可能であること。
- ケ 検体等の集配は、鳥取県立中央病院長が適当と認める手段及び方法により行うことが可能であること。
- コ 検体検査委託に係る特殊容器（特殊試薬入り試験管等）及びその他の検査委託に係る容器（鳥取県立中央病院が使用しているものと同規格のもの）を負担することが可能であること。
なお、容器は契約履行開始前に仮の数量を納品し、その後は、毎月使用数量に応じて納品すること。
- サ 検体検査委託予定項目はすべて受託できること。
- シ 鳥取県立中央病院長からの要請があれば、日差の内部精度管理表を速やかに提出すること。
- ス この競争入札に参加する共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体に関する資格及び条件

- ア 各構成員が(1)のアからエまでのすべての要件に該当すること。
- イ 構成員のうち、いずれかの者が(1)のオからキまでに該当すること。
- ウ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。
- エ 共同企業体が、(1)のクからシまでの要件に該当すること。
- オ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。
- カ 各構成員が、この競争入札において他の共同企業体の構成員でないこと。
- キ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

- (ア) 目的
- (イ) 共同企業体の名称
- (ウ) 構成員の名称及び所在地
- (エ) 代表者の名称
- (オ) 代表者の権限
- (カ) 構成員の出資割合
- (キ) 構成員の責任
- (ク) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- (ケ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- (コ) 解散後の瑕疵担保責任
- (サ) その他必要な事項

3 契約担当部局

鳥取県立中央病院事務局経営課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-0901 鳥取市江津730
鳥取県立中央病院事務局経営課物流管理担当
電話 0857-26-2271（内線2211）

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室
電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成22年1月26日（火）から同年2月16日（火）までの間にインターネット上の鳥取県立中央病院のホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/chuoubyouin>）から入手するものとする。ただし、

これによりがたい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成22年1月26日（火）から同年2月16日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号））に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

（1）に同じ。

（4）郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、（1）の場所に送付すること。

（5）入札及び開札の日時及び場所

平成22年3月9日（火）午後2時（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日正午までとする。）
鳥取県立中央病院 大会議室（本館1階）

5 入札者に要求される事項

（1）入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

（2）この一般競争入札に参加しようとする者は、参加表明書及び2の入札参加資格に適合することを証明できる書類を、4の（1）の場所に平成22年2月23日（火）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

（3）入札者は、（2）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。）第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、財務規程第70条の規定によりその例によることとされる鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

（2）契約保証金

落札者は、契約保証金として検査項目単価に1の（3）の委託期間における各検査項目の予定数量を乗じて得た額に当該額の5パーセントに相当する額を加算した金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

（1）契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

（2）入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した案件を履行できると鳥取県立中央病院長が判断した入札者であって、財務規程第70条の規定によりその例によることとされる鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be required : Clinical examination for Tottori Prefectural Central Hospital, 1 Set

(2) Delivery period : From 1 April, 2010 through 31 March, 2014

(3) Delivery Place : 730 Edu, Tottori-shi, Tottori 680-0901 Japan

(4) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation : 5 : 00 PM, 23 February, 2010

(5) Date and time for the submission of tenders : 2 : 00 PM, 9 March, 2010

Deadline for the submission of tenders by registered mail : 12 : 00 noon, 9 March, 2010

(6) Please contact : Property Management Division, Administration Department, Tottori Prefectural Central Hospital, 730 Edu, Tottori-shi, Tottori 680-0901 Japan, TEL 0857-26-2271 ex. 2211